

東松島市 1

事業名	東松島市空き家バンク補助金
事業主体	東松島市

対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(持ち家)	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(賃貸)	<input type="checkbox"/> 事業者				
対象工事	<input type="checkbox"/> 新築(建設)	<input checked="" type="checkbox"/> 改修・増築	<input checked="" type="checkbox"/> 購入				
カテゴリー	<input type="checkbox"/> バリアフリー化	<input type="checkbox"/> 省エネ化	<input type="checkbox"/> 環境対策	<input checked="" type="checkbox"/> 移住定住・子育て等支援	<input checked="" type="checkbox"/> 空家等対策	<input type="checkbox"/> 東日本大震災被災者向け	<input type="checkbox"/> その他

概要	東松島市空き家バンクを利用して、売買・賃貸契約が成立した際に、所有者又は移住者に対し経費の一部を補助するもの。
補助対象要件	<p>所有者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き家バンクに登録し、空き家バンク利用者（市外からの移住者に限る）との空き家等の売買契約または賃貸借契約が成立したもの。なお、売買契約の場合は、購入者が10年以上の居住を目的とすること、賃貸契約の場合は、当該住宅を10年以上移住者向け賃貸物件として活用することを要件とする。 <p>移住者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市外居住者で、空き家バンクに登録し、所有者との空き家等の契約が成立したもの。 ・空き家バンクの対象物件に10年以上居住しようとする意志があるもの。 ・契約対象空き家等の所有者等が3親等内の親族でないもの。 <p>※利用登録に際して、現住所地の市区町村民税及び公共料金に滞納がないことが条件となります。</p>
補助金額等	<p>所有者又は移住者</p> <p>空き家の改修その他住宅の機能向上のために行う修繕及び設備改善に要する経費の3分の2で、最大50万円。</p> <p>※同一世帯に対して一回限り</p>
補助申請期間	<p>令和7年度末(令和8年3月31日)まで</p> <p>※来年度以降は予算の成立をもって補助することとなります。</p>
その他	東松島市ホームページ内にて、同補助金の要綱や交付申請書等の情報を掲載しております。
ホームページ	http://www.city.higashimatsushima.miyagi.jp/index.cfm/17,10863,128,html
お問合せ先	<p>東松島市役所復興政策課地方創生・基地対策係</p> <p>TEL:0225-82-1111</p> <p>MAIL:kikaku@city.higashimatsushima.miyagi.jp</p>

東松島市 2

事業名	東松島市合併処理浄化槽設置整備事業補助金
事業主体	東松島市

対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(持ち家)	<input type="checkbox"/> 個人(賃貸)	<input type="checkbox"/> 事業者				
対象工事	<input checked="" type="checkbox"/> 新築(建設)	<input checked="" type="checkbox"/> 改修・増築	<input checked="" type="checkbox"/> 購入				
カテゴリー	<input type="checkbox"/> バリアフリー化	<input type="checkbox"/> 省エネ化	<input checked="" type="checkbox"/> 環境対策	<input type="checkbox"/> 移住定住・子育て等支援	<input type="checkbox"/> 空家等対策	<input type="checkbox"/> 東日本大震災被災者向け	<input type="checkbox"/> その他

概要	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽を設置しようとする方に対し、補助金を交付します。
補助対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ○次の地域を除いた区域内において合併処理浄化槽を設置しようとする方 ・下水道事業認可区域内 ・農業・漁業集落排水事業区域内 ○申請者が居住する住宅であること（管理及び別荘の用に供する建物を除く） ○申請者が個人所有する事業所で、合併処理浄化槽の処理対象人員が10人以下であること ○借りている住宅や事業所に合併処理浄化槽を設置する方ではないこと ○住宅及び事業所を販売又は賃貸する目的で合併処理浄化槽を設置する方ではないこと ○市税等の滞納がないこと
補助金額等	<ul style="list-style-type: none"> ・5人槽 332,000円 ・7人槽 414,000円 ・10人槽 548,000円
補助申請期間	<p>令和7年4月1日から令和7年12月25日まで （令和8年2月27日までに実績報告書を提出できること）</p> <p>※予算がなくなり次第終了となります</p>
その他	東松島市ホームページに「合併処理浄化槽設置整備事業」について掲載しております。ご不明な点がありましたら、お問い合わせください。
ホームページ	http://www.city.higashimatsushima.miyagi.jp
お問合せ先	東松島市建設部下水道課施設係 電話：0225-82-1111（内線2254）

東松島市 3

事業名	東松島市排水設備整備事業補助金
事業主体	東松島市

対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(持ち家)	<input type="checkbox"/> 個人(賃貸)	<input type="checkbox"/> 事業者				
対象工事	<input checked="" type="checkbox"/> 新築(建設)	<input checked="" type="checkbox"/> 改修・増築	<input checked="" type="checkbox"/> 購入				
カテゴリー	<input type="checkbox"/> バリアフリー化	<input type="checkbox"/> 省エネ化	<input checked="" type="checkbox"/> 環境対策	<input type="checkbox"/> 移住定住・子育て等支援	<input type="checkbox"/> 空家等対策	<input type="checkbox"/> 東日本大震災被災者向け	<input type="checkbox"/> その他

概要	生活環境整備及び公共用水域の水質保全を図るため、排水設備を設置しようとする方に対し、補助金を交付します。
補助対象要件	<p>○次の区域内において排水設備を設置しようとする方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道処理区域内（供用開始公示日から10年以内） ・農業・漁業集落排水処理区域内 ・上記区域外で合併処理浄化槽の設置工事を実施する場合 <p>○住宅又は事業所の設置工事を行う所有者又は世帯責任者であること</p> <p>○市税等の滞納がないこと</p>
補助金額等	最下流合流枡から公共枡までの区間が30mを超える部分。補助管渠延長 1 mにつき5,000円、補助限度額30万円。
補助申請期間	随時受付
その他	東松島市ホームページに「排水設備整備補助金制度」について掲載しております。ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。
ホームページ	http://www.city.higashimatsushima.miyagi.jp
お問合せ先	東松島市建設部下水道課施設係 電話：0225-82-1111（内線2254）

東松島市 4

事業名	東松島市水洗便所等改造資金融資あっせん制度
事業主体	東松島市

対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(持ち家)	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(賃貸)	<input type="checkbox"/> 事業者				
対象工事	<input type="checkbox"/> 新築(建設)	<input checked="" type="checkbox"/> 改修・増築	<input type="checkbox"/> 購入				
カテゴリー	<input type="checkbox"/> バリアフリー化	<input type="checkbox"/> 省エネ化	<input checked="" type="checkbox"/> 環境対策	<input type="checkbox"/> 移住定住・子育て等支援	<input type="checkbox"/> 空家等対策	<input type="checkbox"/> 東日本大震災被災者向け	<input type="checkbox"/> その他

概要	水洗便所の普及促進及び生活環境整備並びに公共用水域の水質保全を図るため、くみ取り便所を水洗便所に改造しようとする方、し尿浄化槽を廃止して排水管を公共下水道に接続しようとする方又は合併処理浄化槽を設置しようとする方に対し、取扱金融機関から無利子の改造資金融資をあっせんします。
補助対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ○公共下水道、農業集落排水処理施設及び漁業集落排水処理施設の処理区域内にある住宅（店舗等の併用住宅含む。）の所有者又は占有者（所有者の承認を得た場合に限る。）で、くみ取り便所を水洗便所に改造しようとする方、又は浄化槽を廃止して排水管を下水道に接続しようとする方 ○上記処理区域外にある住宅の所有者又は占有者で、合併処理浄化槽を設置しようとする方 ○市税等の滞納がないこと ○改造資金の償還能力があること ○前年の所得金額が800万円以下であること ○連帯保証人又は金融機関指定の保証会社の債務保証があること
補助金額等	<p>融資あっせん額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住している建物1戸につき100万円以内。賃貸住宅の所有者については、1戸につき100万円の範囲内で200万円以内。
補助申請期間	随時受付
その他	東松島市ホームページに「水洗便所等改造資金融資あっせん制度」について掲載しております。ご不明な点がありましたら、お問い合わせください。
ホームページ	http://www.city.higashimatsushima.miyagi.jp
お問合せ先	東松島市建設部下水道課経営係 電話：0225-82-1111（内線2233）